

宮運整第296号の2
令和8年7月31日

宮城県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局宮城運輸支局長
(公印省略)

令和8年度整備管理者選任後研修の実施について

標記の研修を別紙のとおり実施しますので、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5又は旅客自動車運送事業運輸規則第46条の規定に基づき、貴社の選任する整備管理者に当該研修を受講させてください。

なお、正当な理由なしに受講しない時は、行政処分の対象となる場合があることを申し添えます。

令和８年度整備管理者選任後研修について

下記のとおり令和８年度整備管理者選任後研修を実施しますので、申込み期間に留意頂き、受講対象整備管理者の受講をお願いします。

記

１．日時

第３回	:	令和８年	１０月８日（木）	９：２０～１２：００ (受付 ８：２０～)
第４回	:	令和８年	１０月８日（木）	１４：２０～１７：００ (受付 １３：２０～)
第５回	:	令和９年	２月５日（金）	９：２０～１２：００ (受付 ８：２０～)
第６回	:	令和９年	２月５日（金）	１４：２０～１７：００ (受付 １３：２０～)

※オンライン等による研修については別途、お知らせします。

２．研修会場

宮城県トラック協会 研修センター ４階大研修室
仙台市若林区卸町５丁目８－３

３．携行品

公的機関の発行した顔写真付き身分証明書、筆記用具等、宮城運輸支局ホームページに掲載されている整備管理者選任後研修資料

https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/mg/sb/sub06_05.html

電子機器（スマホ、タブレット等）による閲覧を可能とします

４．研修内容

- （１）整備管理業務に係る関係法令
- （２）整備管理業務に係る実務関係
- （３）その他

5. 受講対象者

宮城県内に営業所を持つ自動車運送事業者において選任されている全ての整備管理者。
ただし、以下の①又は②に該当する者を除く。

- ① 令和8年度の整備管理者選任前研修を修了した者
- ② 令和7年度の整備管理者選任後研修を受講した者

6. 申込み方法

研修予約システム (<https://seminar-reservation.jp/seminar>) で申込みをすること。

7. 申込み期間

第3回、第4回

令和8年8月17日（月）～ 令和8年9月30日（水）

※期間外に申込みがあった場合は受付できませんのでご注意ください。

第5回、第6回

令和8年12月14日（月）～ 令和9年1月22日（金）

※期間外に申込みがあった場合は受付できませんのでご注意ください。

8. 留意事項

宮城県内の営業所において整備管理者として選任中であり、当年度の受講義務の有る方を対象にお申込みをお願いします。整備管理者補助者を含め、選任届出されていない方は受講できませんので、申込みされることのないようにお願いします。

自家用車で来場される方は、宮城県トラック会館の裏手にある駐車場をご利用下さい。また、乗用車用の駐車スペースとなっておりますので、大型・中型車、トラック、不正改造車で来場は厳禁とし、駐車場への入場をお断りします。

なお、不正改造自動車で来場された場合、整備命令を発令することを申し添えます。会場は座席指定となっており、後方の席になる可能性もありますので、視力の低い方は眼鏡等忘れないようにしてください。

当日ご都合等が悪くなった場合、当支局あてのご連絡は不要です。